

## 令和 2 年度決算状況説明原稿 (令和 3 年度第 1 回秦野市上下水道審議会)

それでは、資料 1 から 3 を使って説明させていただきます。前方のスクリーンでは、現在の説明箇所をレーザーポインターでお示ししますので、説明箇所が分からなくなった場合には、そちらでご確認ください。

それでは説明に移らせていただきます。

まず、本市の上下水道事業は、地方公営企業法の適用を受ける企業として、独立採算を原則として経営を行っております。この地方公営企業では、公営企業会計方式という独特の会計処理を行っています。ご存じの方もいらっしゃると思いますが、新たな委員の皆さまも多くいらっしゃいますので、少しお時間をいただいて、この会計方式について簡単に説明をいたします。

資料 1 「官庁会計と公営企業会計の違い」をご覧ください。

一般的に市役所で行われている会計処理は、一番上に表しておりますとおり、官庁会計方式と呼ばれ、収支を一つの会計で処理します。また、歳入と歳出の予算は必ず同額となります。

これに対しまして、企業会計方式では、「収益的収支」と、「資本的収支」という二つの収支で会計処理を行います。

「収益的収支」は、営業活動による収支、例えば、水道事業でいえば、契約者の皆さまに水道水を供給し、料金収入を得るという事業活動に伴う収支を表します。原則的には、黒字の収支となるよう料金設定を行います。

これに対しまして、「資本的収支」は、営業活動に必要となる資本の形成にかかる収支、例えば、水道事業でいえば、水道管の敷設、更新、取水場や配水場の建設、更新に必要な費用の収支を表しています。収入は、企業債と補助金が主となりますので、赤字の収支となります。

「公営企業会計」は、この二つの収支を組み合わせ、て、「収益的収支」の「利益」と「減価償却費」で資本的収支の赤字を補填するというバランスをとることによって、健全で持続可能な事業経営を行うことを可能にしております。

従いまして、このバランスが崩れる、例えば、適切な料金設定を行っていないため収益的収支が赤字になるというような場合ですが、下に表しましたように経営が不安定になり、いずれ経営が破綻します。現実的には、水道事業を止めることはできないので、一般会計から多額のお金を繰り入れて経営を立て直すことになり、一般会計の財政運営に大きな影響を与えることとなります。

会計の仕組みについては、以上となります。

続きまして、上下水道事業それぞれの決算の状況について、説明させていただきます。資料 2「ひと目でわかる令和 2 年度秦野市上下水道事業会計決算の概要」をご覧ください。

まず、上半分の「水道事業会計」をご覧ください。

右上の青枠の中に示しました「業務の状況」の中から主な指標を説明いたします。

「①給水戸数」ですが、前年度より 277 戸増え 78,288 戸、「②給水人口」は、768 人減り 163,866 人となりました。

次に「⑤有収水量」ですが、18 万 7,647 m<sup>3</sup>増え、1,847 万 8,166 m<sup>3</sup>となりました。

コロナ禍により、事業所や店舗での使用水量は減りましたが、外出自粛などにより家庭での需要が大きく増え、差し引きではプラスとなりました。有収水量が前年度より増えたのは、10 年ぶりのこととなりますが、この有収水量の変化からは、社会でいかに異常な事態が起きていたのかがよく分かります。

次に「⑦県水受水量」ですが、33 万 7,000 m<sup>3</sup>増え、461 万 5,870 m<sup>3</sup>となり、「⑧県水割合」は、例年よりやや高めの 23.34%となりました。

この「県水」とは、神奈川県広域水道企業団が河川から取水した水から作る水道水のことを言いますが、本市では、地下水だけでは賄いきれない朝夕の水道水使用のピーク時間帯の水道を補うためにこの「県水」を買っています。コロナ禍により家庭での需要が増えたことにより、この県水の使用も増えたものと推測できます。

次に「⑨供給単価」は、1 m<sup>3</sup>当たりの収入になりますが、16.93 円下がって 103.25 円、「⑩給水原価」は、1 m<sup>3</sup>当たりの支出になりますが、6.55 円下がって 114.53 円、差し引きである「⑪販売損益」はマイナス 11.28 円となり、販売損失は、令和元年度に比べ、10.38 円拡大しました。

続いて、「収益的収支」の決算を説明いたします。上の 2 つの横棒をご覧ください。

まず、「収益的収入」は、26 億 4,545 万 7,040 円となり、前年度よりおよそ 2 億円の減少となりました。主な減少要因は、「営業収益」、主には水道料金収入が約 1.8 億円減少したことによるものです。これは、主には令和 2 年 6 月から 9

月検針分までの水道料金について、コロナ禍により市内経済や家計が打撃を受けていることを踏まえ、基本料金の全額と従量料金の10%を減額したことによるものです。

次に、「収益的支出」ですが、24億7,021万3,152円となり、前年度よりおよそ1億円の減少となりました。主な減少要因は、「営業費用」のうち資産減耗費、これは、残存価値のある資産を除却した際に発生する費用になりますが、第2東名建設工事の遅れから約6,000万円減少したこと、またコロナ禍の影響による減収を踏まえ、費用全体の節減に努めたことなどによるものです。

この「収益的収入」から「収益的支出」を差し引いたものが「当年度の純損益」となりますが、右側のピンク色の枠の中をご覧ください。厳しい経営環境であり、前年度より1億円近く減少しましたが、1億912万1,360円の利益を確保いたしました。

続いて、「資本的収支」の決算を説明いたします。下の2つの横棒をご覧ください。

まず、「資本的収入」は、5億6,337万9,255円となり、前年度より約800万円の減少となりました。なお、コロナ禍による減収を踏まえ、工事の執行を見送りましたが、財源となる「企業債」は、限度額まで借入れを行いました。理由は、後ほど説明いたします。

次に、「資本的支出」ですが、14億2,518万9,012円となり、前年度より約1.6億円の減少となりました。主な減少要因は、コロナ禍の影響を踏まえ、7本の改良工事を見送ったことなどによるものです。

「資本的収入」が「資本的支出」に不足する額、いわゆる赤字は、上の赤の二重線の枠をご覧ください。8億6,180万9,757円となります。この赤字の額の補填については、不足額の枠につながる矢印のもとをご覧ください。

「過年度分損益勘定留保資金」、これは、毎年度の減価償却費等から過去に受けた国庫補助金を減価償却に合わせて収入としてとらえる長期前受金戻入を差し引いた資金を内部留保したのとなりますが、4億1,275万757円、過去の利益の処分により積み立てた「減債積立金」1億7,016万円と、「建設改良積立金」2億1,349万円、そして、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額」、これは、資本的収入と資本的支出に含まれる消費税の差額、いわゆる納税額となりますが、6,540万9,000円で補填いたしました。

最後に、議会の議決をいただく必要がある「剰余金の処分」ですが、再び右のピンク色の枠と、その下につながる枠の中をご覧ください。

当年度の「純利益」、1億912万1,360円に前年度からの「繰越利益剰余金」3億421万2,039円を加えました4億1,333万3,399円が議決の対象となる「未処分利益剰余金」となります。これについては、3億円を繰越利益剰余金とし、残りを「減債積立金」及び「建設改良積立金」に積立てを行います。

このことにより、「損益勘定留保資金」「減債積立金」「建設改良積立金」「繰越利益剰余金」の合計額である「補填財源残高」、後年度の資本的収支の赤字を補填するためのいわゆる内部留保資金は、ほぼ前年度末並みの15億6,677万2,887円を確保しました。

この処分については、先に開催された令和3年第3回秦野市議会定例会において議決を受けるとともに、決算の内容についても承認されました。

また、内部留保の額は、上下水道ビジョンの中に定めた財政計画での見込みを約4億円上回ります。建設改良工事を減らした分、財源とする企業債の借入を減らし、補填財源残高を引き下げるという選択肢もありましたが、コロナ禍の影響が見通せなかった状況の中で、今後の経営に万全を期すために、企業債の借入を限度額まで行うことにより、補填財源の残高をできるだけ引き上げることにしました。

しかしながら、企業債は、将来の市民の負担となりますので、今年度以降、コロナ禍の影響を見極めながら、企業債の借入を財政計画以下に抑え、補填財源残高の調整を行っていきたいと考えています。

「水道事業会計」の説明は、以上となります。

続きまして、資料2の下半分「公共下水道事業会計」を説明します。

この資料では、予算の規模の違いをほぼ実寸で表しています。水道は、99.9%の市民が利用しているのに対し、下水道は、実際に接続している人口は約80%しかありません。にもかかわらず、水道事業と比較すると、大きなお金が必要であることがお分かりいただけると思います。

公営企業は、原則独立採算で経営と冒頭でご説明いたしましたが、公共下水道事業の場合、汚水の処理に必要な費用をすべて料金に転嫁していると、秦野市の場合でいえば、使用料を現在の2倍にしなければ足らなくなり、非常に高額となってしまいます。

従いまして、公共下水道事業は、自然環境や生活環境の維持・向上に寄与しており、接続している方だけではなく、全市民がその恩恵を受けているとの考え方のもとに、一般会計からの繰り出し、すなわち税金による補填を受けながら経営を行っております。また、雨水の処理に関しては、自然現象であり、原因者がいないことから、こちらに必要となる費用も税金による補填を受けています。

これらの補填の適正な額は、毎年総務省が示す基準に定められ、その額を「基準内の操出金」と呼び、これを上回る操出金は、一般的に「基準外の操出金」と呼ばれます。この操出金の状況については、後ほど説明をいたします。

それでは、決算の内容説明に移ります。

まず、右上の緑枠の中に示しました「業務の状況」の中から主な指標を説明いたします。

「①処理区域内人口」ですが、前年度より1,021人減少し、140,680人となりました。「②水洗化人口」は、54人増え129,037人に、「③水洗化率」は、0.7ポイント上昇し、91.7%となりました。また、「⑥接続率」、これは区域内のメーター数に対する接続済メーター数の割合で表し、本市独自の指標となりますが、0.4ポイント上昇し、88.6%となりました。

次に「⑩処理水量の合計」は、17万5,787 $\text{m}^3$ 減少し、1,497万525 $\text{m}^3$ となったのに対し、「⑪年間有収水量」は、27万822 $\text{m}^3$ 増加し、1,485万1,851 $\text{m}^3$ となりました。

年間有収水量が増加しているにもかかわらず、処理水量が減少している理由は、処理水に含まれる不明水、これは污水管に流入した雨水が主なものですが、減少したことによるものです。

次に「⑫使用料単価」、1 $\text{m}^3$ 当たりの収入になりますが、1.45円下がって

141.40 円、「⑬汚水処理原価」、1 m<sup>3</sup>当たりの支出になりますが、0.02 円下がって 150.04 円、差し引きである「⑭処理損益」は、マイナス 8.64 円となり、処理損失は、1.43 円拡大しました。

続いて、「収益的収支」の決算を説明いたします。上側の 2 つの横棒をご覧ください。

まず、「収益的収入」は、前年度よりも約 6,600 万円増え、55 億 3,009 万 2,394 円となりました。主な増加要因は、「営業収益」である使用料収入が有収水量の増加により増えたこと、雨水処理にかかる費用に対する負担金が増えたことによるものです。

次に「収益的支出」ですが、前年度より約 1.6 億円増え、46 億 7,446 万 9,195 円となりました。主な増加要因は、「営業費用」のうち、処理場費の維持管理や汚泥処分の委託料が増えたこと、雨水関連の計画策定委託料が増えたことなどによるものです。

この「収益的収入」から「収益的支出」を差し引いたものが「当年度の純損益」となりますが、右側のピンク色の枠の中をご覧ください。厳しい経営環境であり、前年度より約 6,000 万円減少しましたが、8 億 769 万 5,786 円の利益を確保いたしました。

続いて、「資本的収支」の決算を説明いたします。下の 2 つの横棒をご覧ください。

まず「資本的収入」ですが、8 億 6,133 万 4,278 円となり、昨年度より約 8 億円の減少となりました。主な減少要因は、事業費が少なかった分、財源となる企業債の借入れと国庫補助金が少なかったことによるものです。なお、企業債の借入は、限度額より約 2 億円少なくなりましたが、入札の執行残等により、事業費が不要となったためです。

次に「資本的支出」ですが、30 億 1,314 万 118 円となり、昨年度より約 8 億円少なくなりました。主な減少要因は、大根・鶴巻地区の雨水浸水対策関連をはじめとする建設改良費が少なくなったためです。

「資本的収入」が「資本的支出」に不足する額、いわゆる赤字は、上の赤の二

重線の枠をご覧ください。21億5,180万5,840円となります。この赤字の額の補填については、不足額の枠につながる矢印のもとをご覧ください。

「当年度分損益勘定留保資金」14億2,893万563円、「過年度分損益勘定留保資金」1,329万7,856円、「減債積立金」6億1,931万2,000円、「当年度利益剰余金処分量」4,233万8,008円、そして、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額」4,792万7,413円で補填いたしました。

最後に、議決をいただく必要がある「剰余金の処分」ですが、再び右のピンク色の枠と、その下につながる枠の中をご覧ください。

当年度の「純利益」、8億769万5,786円に前年度からの「繰越利益剰余金」4億450万1,223円を加えました12億1,219万7,009円が議決の対象となる「未処分利益剰余金」となります。これについては、当年度の資本的収支の差額の補填に4,233万8,008円を充てるとともに、2億円を「繰越利益剰余金」とし、残りを「減債積立金」に積立てを行います。

このことにより、「減債積立金」「繰越利益剰余金」の合計額である「補填財源残高」は、前年度よりおよそ1.3億円増額し11億6,985万9,001円を確保しました。

この剰余金の処分については、水道事業と同様に議会の議決を受けたとともに、決算の内容も承認をいただきました。

この補填財源の額は、上下水道ビジョンの中に定めた財政計画での見込みを約1.7億円上回ります。しかしながら、「水道事業会計」では「損益勘定留保資金」が10億円近く確保できていることに加え、「補填財源残高」は、単年度の「資本的収支」の赤字約8.6億円を7億円ほど上回っています。

これに対し、「公共下水道事業会計」は、「損益勘定留保資金」は底をついた状態であり、「補填財源残高」も単年度の「資本的収支」の赤字約21.5億円を10億円近く下回る額となります。これは、いわゆる自転車操業に近い状態でもあり、経営の安定化には、いまだ時間を要する状態となります。

従いまして、今しばらく一般会計からの基準外の繰入にも頼らざるを得ない状況が続きます。一番下の「繰入の状況」をご覧ください。

一般会計からの繰入金総額は、前年度より約2,900万円少ない20億2,836万400円となりました。このうち、基準内の繰入金は、汚水と雨水関連を合わせて15億7,521万1,901円、基準外の繰入金は、4億5,314万8,499円となりました。この基準外については、前年度より約2,000万円減少しているとはいえ、まだ高い水準にあります。

このことは、本市に限ったことではなく、平成 30 年度の決算ではありますが、県下の自治体で基準外の繰出金を 0 にできているのは、海老名市と小田原市だけとなります。しかしながら、一般会計も年々厳しさを増す状況となっていることに変わりはなく、今後も上下水道ビジョンに基づき、経営努力を重ねるとともに、適正な料金設定を行いながら、この基準外の繰入金の解消を目指してまいります。

「公共下水道事業会計」の説明は、以上となります。



最後に資料3「決算状況の分析」について説明いたします。

まず、一番上の段、「①経常損益等」をご覧ください。これは、健全経営が行われているかを判断する指標となります。

「水道事業会計」では、令和元年度決算に続き営業損益は赤字となりました。料金減額措置の水道事業会計負担分約1.6億円を差し引けば、2,000万円程度の黒字であります。料金改定期が近いことが分かります。

また、「公共下水道事業会計」では、10億円を超える営業損失が続いています。20億円以上の営業外利益を確保することにより、経常利益を確保していますが、先ほども説明しましたとおり、4億円以上の基準外繰入金も含まれていますので、真の健全経営が行われているとは言い難い状態です。

次に2段目の「②販売損益等」です。これは、料金設定が適切かを判断する指標となります。

「水道事業会計」では、販売損失が大きくなりましたが、減額措置の影響も含まれており、一概に適切かを判断することはできません。

「公共下水道事業会計」では、処理損失が続く状態であり、計画的な料金改定が必要な状態です。

次に3段目の「③補填財源残高」です。これは将来にわたり安定的な経営が行えるかを判断する指標です。どちらの会計も計画を上回る残高を確保できていますが、先ほども説明いたしましたとおり、「公共下水道事業会計」については、安心できる状態ではありません。

最後に4段目の「④有収水量等の推移」をご覧ください。これは将来の経営見通しを判断するための指標です。

水道の有収水量は、平成22年度以来、減少を続けていましたが、令和2年度には、家庭用の需要の増加が事業系の需要の減少を上回り、10年ぶりに前年度を上回りました。しかしながら、料金収入は青の点線になりますが、減額措置の影響を差し引いても、減少しています。

有収水量が増えたにもかかわらず、料金収入が減額となった原因は、家庭よりも多く使用する事業用は、料金単価の高い区分で水を使用します。その使用が減ったことによる事業用からの減収が、安い区分で使用する家庭からの増収を上回った結果ということになります。またこのことにより、社会経済情勢の影響を受けやすい事業系からの収入に頼る逡増制や、基本料金の水準の低さなどの現在の料金体系が持つ課題が露呈したといえます。

これに対して下水道の有収水量は、平成 29 年度以来 3 年ぶりに増加しています。家庭での水道需要の増加の結果であることは水道と同様ですが、使用料収入は、水道とは逆に増加しています。

逡増制や基本料金の水準の低さなど、料金体系が持つ課題は同じですが、水道の大口需要者、特に工場の中には自己処理施設を持っていることから、水道は使用しても、公共下水道には接続していないものが少なからずあります。したがって、事業者の水需要減少の影響が水道よりも少なくなり、家庭の需要増がほぼそのまま料金収入に反映された結果となっています。

なお、こうした分析結果については、次回以降の料金改定の際にエビデンスとして活用し、安定的な水道の供給と汚水の処理を継続できる料金体系に移行させていきたいと考えています。

決算状況の説明につきましては、以上となります。

なお、難解な用語も多く内容も複雑なため、一読して理解しきれないところもあると思います。今の説明に使用した原稿も配付させていただきましたので、お時間がありましたら、後ほど原稿と見比べながらあらためて資料に御目通しいただき、何か疑問点がありましたら、メールで結構ですので事務局までお送りください。

長い時間お付き合いいただきまして、ありがとうございました。